

参 考 条 文

◎独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 （略）

5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（財務大臣との協議）

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 （略）

二 第三十条第一項（以下略）の規定による認可をしようとするとき。

三・四 （略）

◎年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）

（運用委員会の設置及び権限）

第十五条 管理運用法人に、運用委員会を置く。

2 次に掲げる事項は、運用委員会の議を経なければならない。

一 （略）

二 通則法第三十条第一項に規定する中期計画（第二十条において「中期計画」という。）の作成又は変更

3・4 （略）

(中期計画の記載事項)

第二十条 管理運用法人は、中期計画に、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針
 - 二 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項
 - 三 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項
- 2 前項各号に掲げる事項は、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮するとともに、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、年金積立金の運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第七十九条の二 及び国民年金法第七十五条 の目的に適合するものでなければならない。
- 3 第一項第二号に掲げる事項は、厚生年金保険法第二条の四第一項 に規定する財政の現況及び見通し及び国民年金法第四条の三第一項 に規定する財政の現況及び見通しを勘案し、かつ、年金積立金の運用収入の変動の可能性に留意したものでなければならない。
- 4 (略)

◎年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十号）

(中期計画の認可の申請)

第二条 (略)

- 2 管理運用法人は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。